

令和6年度事業計画書・資金調達及び設備投資の見込み

I 令和6年度事業計画

第1 基本方針

森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で森林とふれあうライフスタイルを創出する「フォレスト・エコ・ライフ」の推進、実践を図るとともに、東日本大震災から13年を経過した福島県の復興・創生の一助となるよう、第5期となった「ふくしま県民の森」指定管理者としての管理運営と自然環境に関する財団の各種事業を積極的に展開するほか、特色ある利用形態を全国に向け発信する。

このため、財団では、業務を的確に遂行できる体制を強化し、利用者の満足度の向上と効率的で質の高いサービスの提供を行うとともに、利用者の安全・安心確保対策の充実を図るため、緊急時における対応を徹底するほか、大型野生動物の侵入防止対策などを講じる。

また、「ふくしま県民の森」を健全な形で引き継いでいくとともに、有意義な森林環境教育が実践できるよう、様々な活動のフィールドとなる森林の管理を行っていく。

1 フォレスト・エコ・ライフ推進のための森林学習施設区域の運営

小学生や幼稚園児をはじめ、中学生や高校生などへの森林環境教育を行う中心的役割を担う区域として、安全と安心を確保しながら、森林環境を保全する大切さ、森林の多様性や森林の活用方法等についての学習の場を提供する。

また、子どもの健全な発育と「生きる力」を育てるための自然体験や野外活動などを促進するとともに、緑の少年団やボーイスカウト活動をはじめ、さまざまな利用者への森林環境学習プログラムや情報の提供を行うほか、クラフト、観察、森林文化など様々な角度からイベントの提供や植樹・育樹活動などを通して利用を促進する。

さらに、森林ボランティアサポートセンターと連携し、教育旅行を含めた県内外の教育機関に対し、プログラムの提供、指導者（もりの案内人など）の紹介・コーディネートなどを行う。

2 フォレスト・エコ・ライフ推進のためのオートキャンプ場区域の運営

オートキャンプ場の利用促進は、復興に貢献する交流人口の拡大にもつながることから、全国的にも有数の規模であり、サービスも高い評価を得ている施設として、そのレベルを維持できるよう努力するとともに、設置者である福島県とも連携して施設の老朽化に対応した修繕・整備を進めていく。

また、利用者の利便性の向上と業務の効率化を図るため、予約システム及び宿泊管理システム等を継続的に改善するとともに、年間を通じて利用しやすい施設運営と FEL メンバーズ制度の運用により、リピーターの確保を図る。

さらには、災害対応キャンプなどふくしま県民の森ならではの取組を進めていく。

第2 計画目標値

令和6年度は、新たな指定管理者指定期間となることから、指定管理者指定申請と整合させた中期計画の利用者数及び財務計画額を基本目標とする。

なお、財務計画額に関しては、最近の利用状況や社会状況が大きく変化していることから、令和6年度予算額を併記する。

令和6年度予算額は、これまでの実績に加え、新型コロナウイルス感染症の影響が減少したことで転換点にあるキャンプブームのすう勢や、近年の賃金の上昇や電気料金を始めとした物価の値上がりなどを踏まえて編成した。

【R6年度の目標値】

(1) 利用者数の目標（中期計画の目標値）

- ・ 森林学習施設区域利用者数 9, 600人
- ・ 森林館利用者 2, 880人
- ・ 学校教育団体利用者 3, 840人
- ・ オートキャンプ場利用者数 37, 700人
- ・ 日帰り温泉利用者数 14, 100人

(2) 財務計画額

ア 中期計画の令和6年度の額

- ・ 収入額 225, 014千円
- ・ 支出額 225, 014千円

イ 令和6年度予算額

- ・ 収入額 223, 315千円
- ・ 支出額 222, 685千円

第3 指定管理者としての「ふくしま県民の森」管理業務

「ふくしま県民の森」の指定管理者として、指定管理者基本協定書、仕様書、関係法令等を遵守し、森林を含めた施設の機能が設置目的に沿って最大限に発揮できるよう管理に努める。

次に、ふくしま県民の森の管理は、森林・緑地と建物等の管理に区分され、いずれも環境にできるだけ負荷を与えない管理と利用者が安心して利用できるよう安全・清潔・静寂を基本に管理していく。

森林については、ふくしま県民の森においてフォレスト・エコ・ライフを実践する基礎であり、良好な状態を保っていくため、時間の経過とともに遷移していく状況に応じて、継続的に管理する。また、緑地は森林学習施設区域の象徴的なものであり、森林環境教育において使用頻度の高いものであることから、景観の維持の観点からも良好な状態を維持していく。

ビジターセンターを含めたオートキャンプ場区域は、利用者の安全性の確保と満足度が高まるよう管理していく。

これらの施設については、設置されてから相当な年数が経過していることから、設置者である福島県に計画的な改修等を要望するとともに、指定管理者として適切な日常管理等をとおして施設の長寿命化に努める。

指定管理者としての主な管理内容は、以下に示すとおり。

1 県委託料による管理

施設については、日常点検・法定点検を徹底し、施設機能が十分に発揮できるように適切な管理に努める。

森林については、フォレスト・エコ・ライフを実践するフィールドとして、快適な森林空間や森林の大切さや役割などを学ぶことができるよう豊かな森林を維持しながら、利用者の安全性に最大限に配慮するとともに、防風林としての機能や野生動物の生息環境の維持などの機能も加えて、管理の充実を図るほか、様々な取組を通じて森林管理を推進していく。

緑地管理については、計画的な草木類の管理を行うとともに、イノシシやクマ等の大型野生動物の侵入防止対策を講じ、利用者の安全確保を最優先に配慮し適切な管理を行う。

(1) 森林学習施設区域

ア 施設

(ア) 森林館、森林学習館	各1棟
(イ) 専用水道設備	一式
(ウ) 浄化槽（不動沢、森林学習施設区域）	一式
(エ) 温泉ポンプ	一式
(オ) 炊事棟	4棟
(カ) その他、トイレ等	一式

イ 森林管理

(ア) 下刈り	67,900㎡
(イ) 除伐・間伐	34,180㎡
(ウ) 道路管理	下刈り 遊歩道7,831m、管理道路4,900m

ウ 芝生管理

(ア) 芝刈等 園地 17,900㎡、広場20,400㎡

(イ) 除草等 園地 17,900㎡

(2) オートキャンプ場区域

ア 施設

(ア) ビジターセンター	1棟
(イ) コテージ	20棟
(ウ) サテライトハウス	5棟
(エ) 常設トレーラー	10台
(オ) 給排水衛生施設	一式
(カ) 浄化槽	一式
(キ) 木質チップボイラー設備	一式
(ク) その他 トイレ、遊具等	一式

イ 森林管理

(ア) 道路法面 下刈等 20,200㎡ (幹線園路、副園路)

(イ) 森林管理 下刈等 148,000㎡ (テントサイト周辺)

(ウ) 道路管理 落葉処理 24,041㎡ (幹線園路、副園路、遊歩道)

2 県委託以外の財団による自主的な施設管理

フォレスト・エコ・ライフ推進のための中心的な施設であるオートキャンプ場区域の各施設が、利用者の快適かつ安全な利用が図られるとともに、キャンプなどを通じて自然との共生を実感できるよう、適正な管理を行う。

そのため、福島県の予算対応を待たず迅速に対応する必要がある事案に関しては、利用料金の一部を維持管理費として予算計上し対応する。

また、電気料金をはじめとした経費の単価が上がっていることから、利用者へのサービスが低下しないよう配慮しながら、使用量を削減するなど経費の節減に努める。

自主的財源を提供するオートキャンプ場施設の詳細

(1) ビジターセンター	1棟		
(2) コテージ	定員5名	10棟	定員7名 10棟
(3) テントサイト	常設トレーラー	10台	
	キャラバンサイト	20サイト	
	個別サイト	67サイト	
	グループサイト	43サイト	
	フリーサイト	40サイト	
(4) サテライトハウス		5棟	
(5) その他	付帯施設	一式	

第4 受託事業の実施

財団の設立目的に沿った事業について受託することとし、過去の受託実績から令和6年度に想定される事業は、次のとおりである。

なお、福島県こども未来局から受託していた事業については、令和6年度は委託されないため、実施を見込まない。

福島県農林水産部関連事業

- 1 森林づくり指導者養成事業（環境教育の人材育成）
※もりの案内人及びグリーンフォレスターの養成と各講座の運営
- 2 森林ボランティアサポート事業
- 3 森林文化公開体験事業（森林文化の継承及び体験）

第5 国の交付金事業の実施

財団の設置目的に沿った国の事業を実施する。

森林ボランティア団体等による森林整備活動に対する国の交付金事業である「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」の交付事務を行う。

第6 自主事業の実施

1 オートキャンプ場関連事業

(1) 行事等

利用者へのサービス向上及び集客のために、各種行事を実施する。

・繁忙期感謝イベント ・サマーコンサート ・ハロウィンイベント ほか

(2) 温泉サービスの提供

キャンプ場利用者及び施設周辺の住民の方へ、温泉を提供する。

(3) 物品販売・貸付、カフェ事業

利用者の利便性の向上と、県内の企業や農家、授産施設、ひいては地域をバックアップするため、ショップとカフェの運営を行う。

ショップは、キャンプ用品の販売・貸付、農産物や地域産業6次化商品などの県産品等の販売のほか、団体等の利用者ニーズに合わせた食材の提供を行う。

カフェは、地場食材を使用した軽食や飲み物を利用者に提供する。

(4) キッズプレイスの提供

親子連れのキャンパーや日帰り温泉の利用者の利便性を高めるため、ビジターセンター内にキッズプレイスを設け、天候に左右されない屋内遊び場とする。

(5) 森林との共生関連図書の自由閲覧

森林や動植物に関連する図書を置き、施設の利用者が、自由に閲覧できるようにする。

(6) 予約・顧客管理業務の効率化

令和5年度は、新たな予約・宿泊管理システムを導入し、予約管理をネット中心のシステムとするとともに、オートキャンプ場や日帰り温泉の料金の自動精算機を導入し、省力化を図ったところである。

令和6年度は、これらのシステム等の更なる効率化を推進するとともに、主に現金精算となっているショップやカフェに自動精算機などを導入する。

新たな予約・宿泊管理システムの導入に伴い、ネット中心の予約システムとなったことから、FELメンバーズ制度の変更についても検討を行う。

2 環境教育事業（森林環境教育などの推進）

(1) 自然体験活動推進事業

主に、子どもを対象とし、人と森林とのかかわり、森林の大切さを知ることを中心に、自然を身近に感じられる体験プログラムを提供する。

特に、令和5年度まで実施してきた「子どもと青年の異世代交流事業」を引き継ぎ、将来の幼稚園教諭や保育士を目指す学生が実践的な森林環境教育を学ぶプログラムを提供するとともに、「子ども自然あそび事業」を引き継ぎ、子どもを含めた親子が森林に親しめるイベント等を開催する。

また、学校団体を対象に、持続可能な森林の管理や生物多様性の保全などを目的とした体験プログラムを提供する。

さらに、学校等が「ふくしま県民の森」でどのような自然体験活動ができるかなどを解説した資料の充実を図るとともに、ホームページへの掲載などにより、森林学習施設を中心とした学校利用を促進する。

(2) 森林保全活動推進事業

森林の活用方法について、大学やNPOなどの関係団体と連携し、森林保全の方法や、野生動物との共生、森林環境教育を実現するための森林づくり等、目的に合わせたゾーニングを行い、森林整備を実施する。また、福島大学が行う福島県内の生き物に関する調査・研究・発表等の活動を支援する。

(3) 災害対応キャンプ普及事業

野外活動（キャンプ）の知識や技術、道具類を活用し、大規模な自然災害時においても、困難にうまく適応する力（レジリエンス）を育てる機会を提供する。そのため、福島県キャンプ協会、日本赤十字社などと連携し、野外泊や火おこし等の原体験を中心としたプログラムを提供する。

(4) 講師派遣事業

学校等の教育機関、団体の派遣要請により専門的知識を有する財団職員を講師として派遣し、「森林との共生」思想の普及推進に努める。

(5) FEL助成金交付事業

森林との共生を基本理念として、森林を活用し、自然とふれあい、自然を楽しむ体験を通して、自然の大切さを広く県民に普及啓発する活動を行う団

体等に対し、助成金を交付する。

3 調査・研究事業

自然環境と共生を図るための自然環境基礎調査事業を実施し、情報の蓄積と発信を行う。特に、大型野生動物侵入防止対策のための調査・研究の充実を図り、人と野生生物が共存できる方法を検討する。

4 福島県の森林再生に向けた取組

木質チップボイラーを稼動し、県内産木材の有効利用を図るほか、県内産木材の薪の販売、木質チップボイラーの広報と教育への活用を行う。

5 植樹緑化事業

(1) 植樹したサクラの保育管理

東日本大震災の復興支援のため、平成25年度から3年間にわたり、公益社団法人ゴルフ緑化促進会及び公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会の協力を得て、広場と県道沿いにサクラを植栽した。

このサクラを育成し、「ふくしま県民の森」の魅力の一つとなるよう、施肥や病害虫対策、除草などを適切に行うとともに、土壌改良などを行う。

(2) J R貨物グループの森林づくり

令和5年度から5年間にわたり、森林学習施設区域において「J R貨物グループの森林づくり」活動を行うこととし、福島県と日本貨物鉄道株式会社、当財団で「森林づくり協定」を締結した。

この協定に基づき、J R貨物グループからの資金を得て、広葉樹中心の森林づくりを行い、広葉樹を植栽した第2回ふくしま植樹祭の会場と合わせ、森林環境教育に役立つような森林を形成する。

令和6年度は、前年度に引き続き、樹木の伐採と広葉樹の植栽、森林の下刈りなどを実施する。

(3) イオングループの森林づくり

平成23年から実施している「イオングループの森林づくり」について、寄附金を活用して引き続き森林整備の活動を行っていく。

6 地域振興と社会貢献

福島から全国へ向けての情報発信と、利用者への地元情報の提供、物品の販売やPRなどを通して、地域振興と地域貢献を図る。

(1) 地域情報の提供

利用者に対し、県内の各種地域情報（観光、物産、イベント等）を発信する。

(2) 観光交流促進の取組

冬期のスキー場情報の発信など、本県の観光交流促進に向けた取組に積

極的に協力、参加し、本県の交流人口拡大に資する。

(3) 地元自治体、地元産品のPRや地域企業の活用

大玉村「ふるさと納税事業」への参加、大玉村や県内産の安心・安全な物品の販売を行うとともに、地元事業者を活用して地域の活性化に資する。

(4) 雇用の場の提供

財団職員、パート職員、シルバー人材センターの活用など、雇用の場として地域振興に貢献する。

(5) 授産施設の支援

ショップにおいて、授産施設制作商品の販売や商品紹介の機会を提供する。

(6) 学校教育活動支援

希望に応じて、中学校、高等学校、大学などからの社会体験事業を受け入れる。

(7) 各種団体活動の支援

各種団体のボランティア活動を受け入れる。

II 資金調達及び設備投資の見込み

令和6年度における資金調達及び設備投資の見込みはない。